

平成18年 6 月14日

株 主 各 位

株 式 会 社 エ ス イ ー

代表取締役社長 森 元 峯 夫

本 店 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地

本社事務所 東京都新宿区西新宿六丁目3番1号

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

なお、当日お差し支えのためご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成18年 6 月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル47階 住友スカイルームNo.2
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第25期（自平成17年4月1日）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（自平成17年4月1日）貸借対照表および損益計算書報告ならびに定款授權に基づく取締役会決議による自己株式買受けの件

決 議 事 項

第1号議案 第25期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（26頁から37頁まで）に記載のとおりであります。

第3号議案 監査役の補欠者2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営 業 報 告 書

〔自 平成17年4月1日〕
〔至 平成18年3月31日〕

1. 営 業 の 概 況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度における我が国の経済環境は、円安を追い風にした好調な輸出に支えられたこともあり、企業収益は大きく改善いたしました。加えて、旺盛な民間設備投資と堅調な個人消費も相俟って回復基調が鮮明となりました。

建設業界におきましては、大手ゼネコンでの業績回復が伝えられたものの、公共建設投資が政府の構造改革政策の継続に加え、地方自治体の財政逼迫により依然として減少しており、きわめて厳しい受注環境が続いております。

このような経営環境のなか、当社グループは積極的な営業による既存製品のシェア確保と新製品の拡販および大型斜張橋の物件確保に注力した受注活動を行ってまいりました。この結果、当連結会計年度の売上高は92億71百万円（前年同期比6.1%増）となりました。

利益につきましては、「落橋防止装置」等の比較的利益率の高い製品の拡販により利益を確保できたこと、および前期までコストプッシュの原因でありました鋼材価格の高騰が当連結会計年度では安定したことと価格転嫁が進んだこと、加えて工場原価の低減努力が実ったことにより、売上総利益は28億41百万円（前年同期比17.9%増）となりました。また、前期に行った経費削減策が効果をあげたことから販売費及び一般管理費は25億8百万円（前年同期比1.1%減）となり、経常利益は3億89百万円（前年同期は1億23百万円の損失）、当期純利益2億14百万円（前年同期は1億22百万円の損失）の成果を得ることができました。

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりであります。

①建設用資機材の製造・販売事業

「建設用資機材の製造・販売」事業における分野別状況は次のとおりであります。

「環境・防災事業分野」におきましては、売上高が76億42百万円（前年同期比9.8%増）と好調でありました。この主な理由は『落橋防止装置』で前期の販売不振を取り戻すため、シェア確保に注力した営業施策を採ったことに加え、この分野で次の主力製品にすべく市場に出した『KIT受圧板』が前期にも増して好調な販売を続けたことが大きく寄与いたしました。

「社会インフラ事業分野」におきましては、売上高は13億72百万円（前年

同期比15.7%減)と厳しい結果となりました。主な理由は公共建設投資の削減等が影響し、この分野の主力製品である『FUTケーブル』の販売が低調に推移したことによるものであります。

なお、この分野では斜材市場での製品拡販につなげるための施策として、当社グループの技術力を結集し、効率的な斜材架設方法の確立と現場施工性の向上で建設コストの削減に寄与する『AQストレッチングシステム』の開発を完了させ、当連結会計年度に完成いたしました。また、PC工法の高付加価値化で他社製品との差別化を図る『真空グラウトシステム』の普及にも注力し、当社製品の拡販のための足場固めを行ってまいりました。これらの施策により、次年度以降の斜材市場における大型物件の獲得に大いに寄与するものとするものであります。

この結果「建設用資機材の製造・販売」事業の売上高は91億78百万円(前年同期比5.0%増)、営業利益は8億38百万円(前年同期比112.0%増)となりました。

②バイオマス関連事業

前連結会計年度から当社グループのもう一つの柱とすべく「環境の世紀」と呼ばれる21世紀での「循環型社会の構築」が、わが国の重要な社会問題であると認識しこの解決策の一翼を担うべく、バイオマスリサイクル技術の本格的実用化に取り組むためこの事業へ進出いたしました。これは当社グループの新たな事業展開の上からも重要な事業と位置づけております。

当連結会計年度においては、再生事業者向け飼料化プラント工事を受注いたしました。この結果「バイオマス関連」事業における売上高は92百万円(前年同期の売上高270千円)、営業損失13百万円(前年同期の営業損失25百万円)となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は72百万円ですが、その主要なものは山口工場の製造設備およびソフトウェアであります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

借入金

借入額	8億00百万円
返済額	4億74百万円

(4) 企業集団が対処すべき課題

建設業界におきましては、引き続き公共投資の減少により、年々、市場規模の縮小と価格競争の激化が進んでおり、経営環境はますます厳しくなっております。

このような環境のなか、当社グループは以下の課題に取組み、中・長期的な安定収益の確保と経営基盤の強化に取り組んでおります。

①作る技術から総合的エンジニアリングへの移行

- ◆国内・海外市場での設計・施工指導
- ◆世界的技術レベルの斜材新架設技術による施工エンジニアリング分野の拡充と大型プロジェクトの確保
- ◆建設業の求めるソフトウェア開発の推進
- ◆インハウスコンサルタント事業の展開
- ◆『コスト構造改革』・『品確法』に呼応した積極的な技術提案

②開発型企業への積極的な取組み

- ◆市場ニーズの変化に応じた新製品の開発および改良開発による高性能化
- ◆バイオマス事業を核とした周辺事業への取組み
- ◆M&Aによる新事業分野の開拓

③海外の提携先とのコラボレーションの推進

- ◆連結子会社『株式会社アンジェロセック』による海外市場での業容拡大
- ◆仏国『アンジェロップ社』および韓国の関連会社『株式会社コリアエスイー』・『ティアイエス株式会社』ならびに台湾『九春工業』との連携による競争力強化
- ◆中国提携先との積極的な取組み

④補修・補強市場拡大への対応強化

- ◆学校・病院等の建築物耐震補強（パラレル構法）の展開
- ◆橋梁等構造物の補修・補強市場への取組み強化

⑤主力製品（環境・防災事業、社会インフラ事業）のシェア拡大と足元戦略

- ◆コスト削減による市場競争力の向上
- ◆受注・販売力強化のため、人材確保の推進
- ◆人的資源の効率化による製造・販売・管理原価の低減

⑥内部統制制度の充実

(5) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

①企業集団の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 22 期 平成15年 3 月期	第 23 期 平成16年 3 月期	第 24 期 平成17年 3 月期	第 25 期 平成18年 3 月期
売 上 高	9,370,734	9,293,809	8,739,440	9,271,740
経 常 損 (△) 益	449,646	428,262	△ 123,442	389,437
当 期 純 損 (△) 益	169,727	238,469	△ 122,386	214,364
1株当たり当期純損(△)益(円)	20.66	30.22	△ 15.69	27.55
総 資 産	11,114,608	11,308,108	11,530,454	11,985,159
純 資 産	5,405,870	5,671,994	5,459,932	5,593,895
1株当たり純資産(円)	678.94	727.06	699.88	725.84

(注) 1株当たり当期純損(△)益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

第23期は、公共建設投資の引き続き減少により、きわめて厳しい受注環境が続きました。

このような経営環境のなかで、売上高は0.8%減、経常利益は販売品目構成の変化による利益率の減少と新規投資としての研究開発費および市場開発費の増加により4.8%減となりましたが、海外の持分法適用関連会社である株式会社コアエスイーの業績が好調であったことから当期純利益は40.5%増となりました。

第24期は、公共建設投資が、政府の構造改革政策の継続に加え地方自治体の財政逼迫により依然として減少し、引き続き厳しい受注環境が続きました。

このような経営環境のなかで、売上高は6.0%減、経常損益は売上高の減少に伴う利益の減少ならびに鋼材を中心とした原料費の高騰による売上原価上昇の影響に加え新規投資としての研究開発費の支出増により、1億23百万円の経常損失ならびに1億22百万円の当期純損失を計上することとなりました。

第25期(当期)につきましては、前記(1)「企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

②当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 22 期 平成15年 3 月期	第 23 期 平成16年 3 月期	第 24 期 平成17年 3 月期	第 25 期 平成18年 3 月期
売 上 高	9,304,206	9,223,486	8,634,090	9,099,513
経 常 損 (△) 益	567,360	376,053	△ 150,082	340,194
当 期 純 損 (△) 益	276,961	186,411	△ 148,636	166,546
1株当たり当期純損(△)益(円)	33.72	23.62	△ 19.05	21.40
総 資 産	11,250,937	11,325,195	11,478,941	11,789,479
純 資 産	5,564,490	5,711,420	5,459,210	5,515,406
1株当たり純資産(円)	698.86	732.12	699.79	715.66

- (注) 1. 1株当たり当期純損(△)益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 第23期より、「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号及び平成15年9月22日法務省令第68号)による改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類を作成しておりますので、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純損(△)益」「1株当たり当期純損(△)益」と表示しております。

(3) 企業集団および当社の従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
180名(31名)	7名減(8名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
166名(29名)	6名減(10名減)	38.2歳	9.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(4) 株式の状況

①会社が発行する株式の総数 27,400,000株

②発行済株式の総数 8,350,000株

③1単元の株式数 1,000株

④株主数 915名

⑤大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
	株	%	株	%
森元峯夫	2,337,500	27.9	—	—
前田昌則	461,250	5.5	—	—
有限会社エヌセック	375,000	4.4	—	—
高橋謙雄	300,000	3.5	—	—
大津哲夫	275,000	3.2	—	—
竹島征男	266,250	3.1	—	—
鈴木昭好	249,000	2.9	—	—
岡本哲也	242,500	2.9	—	—
株式会社横浜銀行	150,000	1.7	140,000	0.0
森元伸一	120,000	1.4	—	—

(注) 当社は自己株式643,250株を保有しております。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

①取得株式

普通株式	94,500株
取得価額の総額	53,322千円

上記のうち、第24期定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買受けた自己株式

普通株式	94,000株
取得価額の総額	53,122千円

買受けを必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実施するため自己株式の取得を検討してまいりましたが、株式市況と当社の資金運働動向ならびに資本効率の向上等を総合的に勘案し、自己株式を買受けました。

②決算期における保有株式

普通株式	643,250株
------	----------

(注) 当期において、処分および失効手続きをした自己株式はありません。

(6) 取締役および監査役の状況

氏名	担当又は主な職業
森元 峯夫	代表取締役社長
大津 哲夫	取締役副社長 (営業統轄本部長)
竹島 征男	専務取締役 (社会インフラ事業部長)
岡本 哲也	常務取締役 (環境・防災事業部長)
大橋 渡	常務取締役 (技術開発部長)
塚田 正春	取締役 (管理本部長)
中村 穰	取締役 (社会インフラ事業部副事業部長)
久賀 泰郎	取締役 (生産本部長)
久保 田進	監査役 (常勤)
寺石 雅英	監査役 (群馬大学社会情報学部教授)
菅澤 喜男	監査役 (日本大学大学院グローバルビジネス研究科教授)

(注) 1. 監査役のうち寺石雅英および菅澤喜男は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

2. 当期中における取締役、監査役の異動は次のとおりであります。

新たに就任した取締役

取締役 塚田 正春 (平成17年6月29日付新任)

取締役 中村 穰 (平成17年6月29日付新任)

取締役 久賀 泰郎 (平成17年6月29日付新任)

退任取締役

取締役 前田 昌則 (平成17年6月29日付退任)

(7) 企業結合の状況

①重要な子法人等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な業務内容
株式会社アンジェロセック	92,500千円	91.8%	国際エンジニアリング事業
エスイーバイオマステクノ株式会社	95,000千円	100.0%	バイオマス関連事業

- (注) 1. 当社の連結子法人等は、上記の重要な子法人等2社であり、持分法適用会社は1社であります。
2. 企業結合の成果につきましては、前記『1. 営業の概況(1) 企業集団の営業の経過および成果』に記載のとおりであります。
3. エスイーバイオマステクノ株式会社は、平成17年6月に増資を行い、資本金25,000千円から95,000千円となりました。

②その他の重要な企業結合の状況

技術導入先	提携内容
I N G E R O P 社 (フランス)	S E E E 工法に関する技術 構造物自動設計システムに関する技術

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が所有する当社の株式数	
		持株数	出資比率
	千円	株	%
株式会社横浜銀行	641,850	150,000	1.7
株式会社三菱東京UFJ銀行	280,670	100,000	1.1
株式会社りそな銀行	245,500	—	—
株式会社みずほ銀行	82,500	—	—

(9) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	16,800千円
2. 上記1.のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	16,800千円
3. 上記2.のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	16,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、3.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(10) 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 本営業報告書に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,790,006	流 動 負 債	4,534,629
現金及び預金	1,439,273	支払手形及び買掛金	3,482,595
受取手形及び売掛金	5,174,671	1年以内返済予定長期借入金	462,330
たな卸資産	962,071	1年以内償還予定社債	184,000
繰延税金資産	41,404	未払法人税等	113,137
その他	175,259	賞与引当金	55,754
貸倒引当金	△ 2,674	その他	236,812
固 定 資 産	4,195,152	固 定 負 債	1,856,522
有 形 固 定 資 産	3,014,634	社 債	386,000
建物及び構築物	810,367	長 期 借 入 金	788,190
機械装置及び運搬具	345,241	退職給付引当金	340,706
工具器具及び備品	50,951	役員退職慰労引当金	315,460
土 地	1,806,374	連結調整勘定	21,165
建設仮勘定	1,699	そ の 他	5,000
無 形 固 定 資 産	49,003	負 債 合 計	6,391,152
投資その他の資産	1,131,513	少 数 株 主 持 分	
投資有価証券	665,123	少数株主持分	111
繰延税金資産	267,883	資 本 の 部	
その他	229,656	資 本 金	1,046,100
貸倒引当金	△ 31,150	資 本 剰 余 金	995,600
		利 益 剰 余 金	3,684,102
		その他有価証券評価差額金	63,446
		為替換算調整勘定	35,220
		自 己 株 式	△ 230,574
		資 本 合 計	5,593,895
資 産 合 計	11,985,159	負債、少数株主持分及び資本合計	11,985,159

連結損益計算書

〔自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日〕

(単位：千円)

科 目		金 額		
経常損益の部	営業高		9,271,740	
	売上高			
	売上原価		6,430,569	
	売上原価			
	売上総利益		2,841,171	
	売上総利益			
	販売費及び一般管理費		2,508,862	
	営業利益		332,309	
	損益外の部	営業外収益		
		受取利息・配当金	10,102	
受取手数料		7,520		
受取家賃		6,384		
連結調整勘定償却額		1,821		
持分法による投資利益		62,146		
その他		3,903	91,879	
営業外費用				
支払利息		27,722		
寄付金		4,680		
その他	2,347	34,750		
経常利益			389,437	
特別損益の部	特別利益			
	保険金収入	30	30	
	特別損失			
	固定資産除却損	4,098		
	投資有価証券評価損	3,650		
	役員退職慰労金	5,000		
貸倒引当金繰入額	200	12,948		
税金等調整前当期純利益			376,518	
法人税、住民税及び事業税		106,939		
法人税等調整額		55,102	162,042	
少数株主利益			111	
当期純利益			214,364	

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

- 連結子法人等の数……………2社
連結子法人等の名称……………株式会社アンジェロセック
エスイーバイオマステクノ株式会社
非連結子法人等はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数……………1社
持分法適用関連会社の名称……………株式会社コアエスイー
- (2) 持分法を適用していない関連会社の名称……………ティアイエス株式会社
持分法を適用しない理由……………持分法非適用会社のティアイエス株式会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
- (3) 持分法適用手続に係る特記事項……………持分法適用会社の決算日は、連結決算日と異なっておりますが、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項……………すべての連結子法人等の事業年度の末日は、連結決算期と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、
売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの……………総平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 製品・仕掛品……………総平均法による原価法
原材料……………移動平均法による原価法
貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～47年

機械装置及び運搬具 7年～15年

②無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

④役員退職慰労引当金……………役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

……………外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。また、持分法適用の在外関連会社は、当該関連会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- (5) 重要なリース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法……………金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- (7) 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
……………連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項……………連結調整勘定の償却については、20年間の均等償却を行っております。ただし、金額に重要性がない場合には、発生会計年度に全額償却しております。

【会計方針の変更】

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

【連結貸借対照表関係注記】

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,164,373千円
(2) 担保に供している資産	
建 物	639,736千円
土 地	1,746,320千円
	<u>2,386,056千円</u>
(3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。	

【連結損益計算書関係注記】

(1) 1株当たり当期純利益	27円55銭
(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

株式会社 エスイー

取締役会 御中

四谷公認会計士共同事務所

公認会計士 尾崎 圭 治 ㊞

公認会計士 山地 昌 和 ㊞

私たちは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社エスイーの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第25期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、私たちが必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、私たちの意見は次のとおりである。

- (1) 連結計算書類は、法令及び定款に従い株式会社エスイー及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、同会計基準が当連結会計年度から適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第25期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社に対し会計に関する報告を求め、子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人四谷公認会計士共同事務所 尾崎圭治 同 山地昌和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月19日

株式会社 エスイー監査役会

監査役(常勤) 久保田 進 ㊟

監査役 寺石 雅英 ㊟

監査役 菅澤 喜男 ㊟

(注) 監査役寺石雅英及び監査役菅澤喜男は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	7,608,805	流動負債	4,448,178
現金預金	1,246,685	支払手形	2,172,334
受取手形	2,273,537	買掛金	1,234,725
売掛金	2,858,529	1年以内返済予定長期借入金	462,330
製品	25,097	1年以内償還予定社債	184,000
原材料	779,643	未払金	58,344
仕掛品	87,795	未払法人税等	112,595
貯蔵品	21,561	未払消費税等	44,398
前渡金	65,120	未払費用	47,491
前払費用	43,498	前受金	65,611
繰延税金資産	41,404	預り金	12,233
未収収益	914	前受収益	957
短期貸付金	51,369	賞与引当金	53,156
未収入金	111,053	固定負債	1,825,894
その他の流動資産	5,268	社債	386,000
貸倒引当金	△ 2,674	長期借入金	788,190
固定資産	4,180,673	退職給付引当金	333,634
有形固定資産	3,015,793	役員退職慰勞引当金	313,070
建物	719,598	長期預り金	5,000
構築物	92,815	負債合計	6,274,072
機械装置	341,948	資本の部	
車両運搬具	2,871	資本金	1,046,100
工具器具備品	50,486	資本剰余金	995,600
土	1,806,374	資本準備金	995,600
建設仮勘定	1,699	利益剰余金	3,640,834
無形固定資産	47,413	利益準備金	114,632
電話加入権	7,433	任意積立金	3,350,000
ソフトウェア	39,979	別途積立金	3,350,000
投資その他の資産	1,117,466	当期末処分利益	176,201
投資有価証券	421,163	その他有価証券評価差額金	63,446
子会社株式	180,000	自己株式	△ 230,574
長期貸付金	62,282		
破産債権等	598		
長期前払費用	7,313		
長期繰延税金資産	267,883		
差入保証金	130,448		
保険積立金	25,203		
その他の投資	24,832		
貸倒引当金	△ 2,259	資本合計	5,515,406
資産合計	11,789,479	負債及び資本合計	11,789,479

損 益 計 算 書

〔自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日〕

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営 業	売 上 高	9,099,513
		製 品 売 上 高	8,977,781
		機 器 賃 貸 収 入	121,731
	損	売 上 原 価	6,317,707
		製 品 売 上 原 価	6,238,859
		機 器 賃 貸 原 価	78,847
	益	売 上 総 利 益	2,781,806
		製 品 売 上 総 利 益	2,738,922
		機 器 賃 貸 総 利 益	42,884
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,447,453
損 益 の 部	営 業	営 業 利 益	334,352
		営 業 外 収 益	40,473
		受 取 利 息	4,281
		受 取 配 当 金	13,710
		受 取 手 数 料	7,520
	外 損 益 の 部	生 命 保 険 配 当 金	1,096
		受 取 家 賃 入	11,184
		雑 収 入	2,680
		営 業 外 費 用	34,630
		支 払 利 息	22,956
	社 債 利 息	4,766	
	投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	1,095	
	寄 付 金	4,560	
	雑 損 失	1,252	
	経 常 利 益	340,194	
特 別 損 益 の 部	特 別	特 別 利 益	800
		保 険 金 収 入	30
		貸 倒 引 当 金 戻 入 益	770
	損 益 の 部	特 別 損 失	12,948
		固 定 資 産 除 却 損	4,098
		投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,650
		役 員 退 職 慰 労 金	5,000
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	200	
	税 引 前 当 期 純 利 益	328,045	
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	106,397	
	法 人 税 等 調 整 額	55,102	
	当 期 純 利 益	166,546	
	前 期 繰 越 利 益	9,655	
	当 期 未 処 分 利 益	176,201	

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、
売却原価は総平均法により算定)
 - 時価のないもの……………総平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製品・仕掛品……………総平均法による原価法
- (2) 原材料……………移動平均法による原価法
- (3) 貯蔵品……………最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産……………定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した
建物（附属設備を除く）については、定額
法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであり
ます。
建 物 8年～47年
機械装置 7年～15年
- (2) 無形固定資産……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、
社内における利用可能期間（5年）に基
づく定額法を採用しております。
- (3) 長期前払費用……………定額法

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………一般債権については貸倒実績率により、貸
倒懸念債権等特定の債権については個別に
回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計
上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えるため、支
給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年
度末における退職給付債務および年金資産
の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時
における従業員の平均残存勤務期間以内の
一定年数（5年）による定額法により按分
した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費
用処理することとしております。
- (4) 役員退職慰労引当金……………役員に対する退職慰労金の支給に充てるた
め、内規に基づく期末要支給額を引当計上
しております。
なお、当該引当金は、商法施行規則第43条
に規定する引当金であります。

5. 完成工事高の計上基準
完成工事高の計上は工事完成基準によっております。
なお、当期は完成工事高の計上はありません。
6. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
8. その他の計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

注 記 事 項

1. 貸借対照表関係
 - (1) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	119,011千円
長期金銭債権	50,000千円
短期金銭債務	48,585千円
 - (2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,165,434千円
 - (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ、機械装置及び事務用機器等をリース契約により使用しております。
 - (4) 担保に供している資産

建 物	639,736千円
土 地	1,746,320千円
	<u>2,386,056千円</u>
 - (5) 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 63,446千円
 - (6) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 損益計算書関係
 - (1) 子会社との取引高

営業取引	184,230千円
営業取引以外の取引	9,323千円
 - (2) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 111,667千円
 - (3) 1株当たり当期純利益 21円40銭
 - (4) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	176,201,931
これを次のとおり処分いたします。	
株 主 配 当 金 (1 株 に つ き 15 円)	115,601,250
別 途 積 立 金	50,000,000
次 期 繰 越 利 益	10,600,681

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月17日

株式会社 エスイー

取締役会 御中

四谷公認会計士共同事務所

公認会計士 尾崎 圭 治 ㊞

公認会計士 山地 昌 和 ㊞

私たちは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社エスイーの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第25期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、私たちが必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、私たちの意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、同会計基準が当営業年度から適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第25期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人四谷公認会計士共同事務所 尾崎圭治 同 山地昌和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月19日

株式会社 エスイー監査役会

監査役(常勤) 久保田 進 ㊟

監査役 寺石雅英 ㊟

監査役 菅澤喜男 ㊟

(注) 監査役寺石雅英及び監査役菅澤喜男は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

2. 変更の内容（下線部は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>(商号)</p>	<p>(商号)</p>
<p>第 1 条 当社は、株式会社エスイーと称し、英文では、S E Corporation と表示する。</p>	<p>第 1 条 (現行どおり)</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 建設用資機材の販売および賃貸</p> <p>(2) 建設用ケーブルの製造および加工</p> <p>(3) 建設コンサルタント業</p> <p>(4) 土木建築工事の請負</p> <p>(5) 鋼構造物ならびにコンクリート構造物工事の請負</p> <p>(6) 塗装ならびに防水工事の請負</p> <p>(7) 土木建築工事の技術指導</p> <p>(8) 一般産業用機械装置の設計、製造、販売、据付および修理</p> <p>(9) 有機質残渣を用いた飼料、肥料の製造および販売</p> <p>(10) 前各号に付帯または関連する一切の業務</p>	<p>第 2 条 (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p>	<p>(本店の所在地)</p>
<p>第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p>	<p>第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告方法)</p>
<p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>(発行する株式の総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、27,400,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、27,400,000株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の <u>1 単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p> <p>② 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 (単元未満株式という。以下同じ。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の不所持、株券の再発行、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(第10条から移設)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(第11条へ移設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> に記載または記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使<u>することができる株主とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>当社の名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>選定する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の不所持、株券の再発行、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項の場合のほか、<u>株主または登録質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(第8条から移設)</p>	<p>② 前項に定めるほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>定め、これを公告する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(第9条へ移設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u> (新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>② <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p>② <u>株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第21条 当会社は、取締役会を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>選任</u>する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行う。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>選定</u>する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わる</u>ことができる取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(第23条から移設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(第27条へ移設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（報酬等という。以下同じ。）は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>(監査役の補欠者)</u></p> <p>第28条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、定時株主総会において監査役の補欠者(補欠者という。以下同じ。)をあらかじめ選任することができる。</p> <p>② 補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③ 補欠者の選任の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p> <p>④ 補欠者は、法令の定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第29条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(監査役の補欠者の選任)</u></p> <p>第32条 監査役の補欠者(補欠者という。以下同じ。)の選任の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後に開催される定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>② 補欠者は、法令の定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠者が<u>監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の定めによるほか監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第35条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第40条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に<u>支払う。</u></p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に<u>対し行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当金という。）</u>をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第39条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② <u>未払の利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第47条 剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(削 除)</p>

第3号議案 監査役の補欠者2名選任の件

本総会開催の時をもって、平成17年6月29日開催の第24期定時株主総会において選任いただいた監査役の補欠者2名の選任の効力が失効しますので、あらためて監査役の補欠者2名の選任をお願いするものであります。なお、社外監査役の補欠として就任する補欠者は金田一広幸氏とし、社内監査役の補欠として就任する補欠者は鈴木章二氏とします。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。また、候補者からは、監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

監査役の補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
金田一広幸 (昭和36年10月29日生)	昭和59年10月 デトロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現監査法人トーマツ） 平成3年8月 四谷公認会計士共同事務所 平成3年11月 公認会計士登録 平成9年4月 四谷ビジネスコンサルティング株式会社 平成10年7月 臼井康雄税理士事務所 平成15年1月 金田一会計事務所 所長 (現任)	0株
鈴木章二 (昭和24年10月20日生)	平成9年4月 当社営業本部国際事業部次長 平成12年4月 当社ソフト事業本部国際部長代理 平成13年4月 当社事業統括本部情報企画部国際部長代理 平成15年4月 当社社長室長 平成17年10月 当社管理本部担当部長 (現任)	0株

(注) ① 監査役の補欠者の各候補者と会社の間に特別の利害関係はありません。

② 金田一広幸氏は、社外監査役の要件を満たしております。

以上

<メ モ 欄>

定時株主総会会場ご案内図

会場…東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル47階 住友スカイルームNo. 2
電話（03）3344-6983

御案内図



交通のご案内

- ・ JR 「新宿駅」西口より徒歩約7分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」より徒歩約5分
- ・ 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」A6出口直結